

## 令和3年大川市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月8日(水)  
開 会 午前9時30分から午前10時20分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(13人)

1番	水落 常志	9番	武下 博子
2番	古賀 林允	10番	辻 正光
3番	宮崎 文夫	11番	吉川 康則
4番	貞苺 謙二	13番	植木 幸治
5番	梅崎 正道	14番	龍 靖男
6番	山崎 忠文	15番	田中 博文
8番	宮原 晶彦		

4. 欠席委員(2人)

7番 柿添千鶴子、12番 志牟田 文彦

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第32号	農地法第3条許可申請について
議案第33号	農地法第4条許可申請について
議案第34号	農地法第5条許可申請について
議案第35号	大川市農用地利用集積計画について
議案第36号	農業振興地域整備計画の変更について
報告第19号	農地法第18条第6項通知について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一 主任主査 廣松 和徳

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年第12

回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和3年第12回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第32号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第32号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第33号農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、自己用住宅であります。農地区分については、用途地域内の区域内にある第3種農地で原則許可であります。図面の網線と網線に囲まれた宅地部分をあわせて自己用住宅を建てるものです。工事は令和4年1月15日着工であり、資金は銀行の融資証明依頼書で確認しています。

以上により、1番は許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
(全員挙手する)  
挙手全員であります。  
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。  
以上で、議案第33号農地法第4条の許可申請についての審議を終わりました。  
次に、議案第34号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。  
1番について審議をお願いします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)  
1番の申請目的は、自己用住宅及び農業用倉庫であります。農地区分は「一団の農地の規模が10haに満たない程度の農地の区域内にある農地」である第2種農地で許可基準をみたすこととなります。現在、申請地の北側に自己用住宅がありますが、これらは解体する予定です。工事は令和4年1月15日着工であり、資金は銀行の事前審査結果回答書で確認しています。  
以上により、1については許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

宮原委員 1 番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
1 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。  
よって、1 番は申請どおり許可することに決しました。  
以上で、議案第34号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。  
次に、議案第35号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから、採決いたします。  
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。  
(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。  
以上で、議案第35号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。  
次に、議案36号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。  
農業振興の整備に関する法律第十三条第1項及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第三条の二の規定により当農業委員会の意見を聴くものと

なっておりますので、ご審議をお願いします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、ご意見、ご質疑などございませんか。

古賀委員 この変更とは、どのようなものですか。

事務局 年二回農振除外等の申請を受付しておりまして、青地を白地に除外する  
変更及び青地のまま農業用施設など用途だけを変更する用途区分の変更  
があります。

議長 ほかに、ご意見等ありませんか。  
ほかに、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから、採決いたします。  
農業振興地域計画の変更について、同意することに賛成の委員の挙手をお願  
いします。  
(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
以上で、議案第 36 号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終わります。  
次に、報告第19号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。  
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。  
みなさん、ご質疑等ございませんか。

辻委員 賃借人である吉武氏は認定農業者か調べて下さい。

事務局 調べて連絡します。

山崎委員 認定農業者以外でも賃貸借契約を結ぶことが出来るんですか。

議長 もちろんできます。

吉川副会長 2、3番は解約事由が寄付のためとありますが、何ですか。

事務局 市道の道路敷での寄付であります。  
他に意見、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
以上で、報告第19号を終わります。

議長 次に、署名委員を氏名いたします。

8番 宮原 晶彦 委員

9番 武下 博子 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第12回大川市農業委員会総会を閉会致します。